

第30期(平成28年)相馬商工会議所通常議員選挙施行 選挙・選任日程決まる

当所役員・議員の任期が、10月31日で満了になることに伴い、
第30期(平成28年)議員の選挙及び選任に関する事項が9月7日(水)
開催の常議員会で決定しましたので、会員の皆様にお知らせします。

【選挙・選任の方法】

【1号議員選挙 会員全体の代表 定数40名】

会員のうちから立候補し、会員及び特定商工業者の選挙(通常選挙)によって選ばれる議員です。会員権を有する会員は、誰でも立候補することができます。選挙が行われた場合は選挙人名簿に登録された代理人による投票も可能です。なお、立候補者が議員定数を超えない場合は、無投票当選となります。

- ①立候補届出期間 9月14日(水)～10月11日(火)(土日・祝日は除く) 午前10時～午後3時まで。
- ②立候補届出受付場所 相馬商工会議所 役員室(立候補届出書の用紙等は事務局に用意してあります。)
- ③選挙期日 日時 10月14日(金) 午前10時～午後3時まで。
場所 相馬商工会議所 大会議室
- ④当選人への決定通知 ア) 無投票当選の場合: 選挙長は選挙期日(10月14日)に当選人に通知
イ) 選挙が行われた場合: 選挙長は投票終了後直ちに開票し当選人に通知
- ⑤当選人の告示 当選人が確定したとき選挙長は当選人の氏名又は名称を告示

【2号議員選任 業種別会員の代表 定数28名】

会員が営んでいる主要な業種別に分類した5つの部会から選任される議員です。

部会ごとの定数は、各部会所属会員数及び会費口数等を勘案し常議員会で決定され、業種別の部会で選ばれることから、職能代表という性格が強い議員といえます。

- ①部会開催日 10月3日(月)(裏面参照)
- ②選任者への通知 本商工会議所は各部会で選任後直ちに選任者へ通知
選任された議員は就任承諾書を10月7日(金)まで本商工会議所に提出
本商工会議所は選任が確定したとき選任者の氏名又は名称を告示

【3号議員選任 総合的な代表 定数12名】

会頭が選任した選考委員で構成する「選任委員会」において、会員のうちから業種・業態・地域等を考慮し、商工会議所運営上の均衡など総合的な見地から選任される議員です。

- ①選任委員会開催日時 9月26日(月) 午前11時～ 相馬商工会議所 役員室
- ②選任者への通知 本商工会議所は選任委員会で選任後直ちに選任者へ通知
選任された議員は就任承諾書を9月30日(金)まで本商工会議所に提出
選任が確定したとき本商工会議所は選任者の氏名又は名称を告示

◆ 議員の選挙及び選任日程

選挙人名簿の調整期日の告示 " 閲覧期間の告示	9月9日(金)	3号議員の選任	9月26日(月)
通常選挙期日の告示 選挙人名簿の調整期日	9月14日(水)	2号議員の選任	10月3日(月)
1号議員立候補届出期間	9月14日(水) ～10月11日(火)	1号議員の選挙期日(当選決定)	10月14日(金)
選挙人名簿の閲覧期間 (異議申立期間)	9月15日(木) ～9月16日(金)	臨時議員総会(役員を選任)	11月1日(火)
選挙人名簿の確定	9月20日(火)		

◆ 議員の任期

平成 28 年 11 月 1 日（火）から平成 31 年 10 月 31 日（木）までの 3 ケ年間

◆ 選挙人名簿について

調整期日（9 月 14 日現在）をもって選挙資格を調査し、選挙人名簿を作成して閲覧に供します。

- ①調整期日 9 月 14 日(水)
 ②閲覧期間 9 月 15 日(木)～16 日(金) 午前 10 時～午後 3 時まで。
 ③閲覧場所 相馬商工会議所 役員室
 ④その他 ア) 閲覧希望者は会員本人に限定
 イ) 選挙人名簿のコピーは不可

◆ 議員特別負担金

各号の議員に決定した者は、改選期における議員特別負担金 3 万円を別途通知する期日まで納付していただきます。

[部会開催のお知らせ]

商工会議所に設置されている部会から 2 号議員（部会選出議員）を選任するための部会を、下記日程により開催いたしますので、所属する部会にご出席ください。

尚、このお知らせをもって、通知に代えさせていただきます。

○開催期日：10 月 3 日（月） ○開催場所：相馬商工会議所 会議室

部 会 名	所 属 業 種	議員選任 定数	開催時間
① 商 業 部 会	飲食物品卸小売業、家具雑貨什器卸小売業、 各種商品卸小売業、繊維製品卸小売業	9	9 時 30 分
② 工 業 部 会	食料品製造業、機械金属製造業、電気器具製造業、 化学工業、皮革等製品製造業、輸送用機械機具製造業	5	10 時 30 分
③ 建 設 業 部 会	総合工事業、識別工事業、設備工事業 木材・木製品製造業、石材業	5	13 時 30 分
④ サービス業部会	飲食業、旅館業、旅客・貨物運輸業、娯楽業、金融業 保険業、不動産業、専門サービス業、医療業	8	14 時 30 分
⑤ 水 産 業 部 会	漁業、水産加工業、仲買業	1	15 時 30 分

[役員を選任について]

80 名の新議員が決定後、臨時議員総会を開催し、次の役員が選任されます。

- ①会 頭 1 名 議員総会において会員のうちから選任
 ②副 会 頭 3 名 議員総会の同意を得て会頭が会員のうちから選任
 ③専務理事 1 名 議員総会の同意を得て会頭が選任
 ④常 議 員 26 名 議員総会において議員のうちから選任
 ⑤監 事 3 名 議員総会において会員のうちから選任

○会費納入のお願い

今年は当所議員改選期にあたりますので、平成 28 年度の会費を未納の方は、お早めに納入いただきますようお願いいたします。

○この改選は商工会議所法・定款・議員の選挙並びに選任に関する規則にもとづき、施行されるものです。

お問い合わせは総務課まで ☎ 3 6 - 3 1 7 1